

平成二十五年政令第二百二十六号

船員法に基づく登録検査機関に関する政令

内閣は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条の十三第一項及び第百条の二十六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（登録検査機関の登録の有効期間）

第一条 船員法（次条において「法」という。）第百条の十三第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用）

第二条 法第百条の二十六第三項の政令で定める費用は、同条第二項第六号の検査のため同号の職員が当該検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、その出張する職員を二人とし、これらの職員が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が六級である者であるものとして、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。

附 則

この政令は、二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。